



テミス通信

第 35 号 / 2018年9月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



淀川沿いの彼岸花

9月4日、台風21号が関西を直撃し、甚大な被害を残していきました。
木々は倒れ、屋根や瓦が吹き飛び、長く停電が続いたところもあります。

そして、北海道では大きな地震が発生しました。

皆さま、ご無事でいらっしゃいましたでしょうか。

心よりお見舞い申し上げます。

「テミス通信 第35号」をお届けします。

(佐井恵子)

台風21号接近による臨時休業につきまして

9月4日、台風接近のため、臨時休業をさせていただきました。
ご迷惑をおかけしたこと、お詫び申し上げます。

お陰様で事務所や社員全員、大きな被害もなく、通常通りの業務を継続させていただいております。

当日開催予定の不動産登記セミナーは10月4日に延期とさせていただきました。
まだ空席がございますので、参加を希望される方がいらっしゃいましたらご連絡ください。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



自分で書く「遺言」が楽になります！

現行法では、「自筆証書遺言」には、全文を自筆で書くというルールがあります。簡単な様ですが、この「全文」が長かったり複雑だったりすると、一苦勞となります。それでも、ひとたび相続が発生すると、遺言は、遺言者の思う相続が実現することに加え、相続手続きの煩わしさを軽減してくれる効果があるので、相続人や社会にとっても有用なものとなります。

この度、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が公布され、「自筆証書遺言の方式緩和」に関わるところが、先行して2019年1月13日に施行されることになりました。主な改正点と、及ぼす影響について考えてみます。

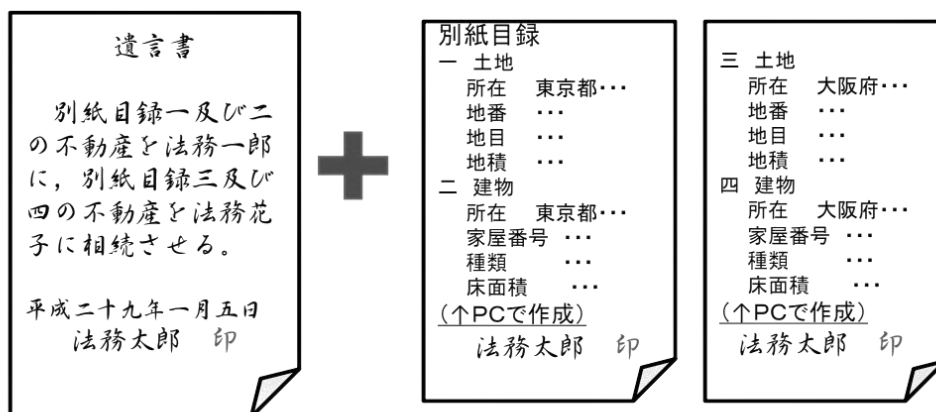
1. 自筆証書遺言の方式（全て自筆で書く）を一部緩和

現行民法においては、自筆証書遺言は、①本文の内容 ②作成日付 ③作成者氏名に、作成者の印鑑を押して完成します。パソコンで作成することはできません。

今回の改正で、自書によらない財産目録を添付する方式が認められるようになりました。目録を代筆や、パソコンで作成するだけでなく、財産を特定しやすく楽にできるように、例えば不動産であれば登記事項証明書（登記簿謄本）を、預貯金であれば通帳の表紙のコピーを目録代わりに利用することができるようになります。目録の各頁に、自筆で署名押印をすることで偽造も防げます。

なお、この改正は施行日より前に作成された自筆証書遺言には適用されませんので、ご注意下さい。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付



財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。

法務省 HP『自筆証書遺言に関する見直し』より

2. 新たに、自筆証書遺言の保管制度創設

従来、自筆証書遺言の弱点として、保管場所に困るだとか紛失の可能性が言われていました。そこで、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局で、遺言者自らが保管の申請をする制度が創設されました（窓口で保管しますが、遺言内容の不備まではチェックしてくれません）。遺言者死亡後は、相続人、遺贈を受けた者、遺言執行者は、法務局に遺言書の閲覧や遺言書の画像情報を証明した書面の交付を請求し、法務局は、そのタイミングで、遺言書を保管している旨を他の相続人等に通知して知らせることになります。

これにより偽造、変造の心配も無くなるため、家庭裁判所で裁判官のもつ行う検認手続も不要となり、すぐに遺言を執行することができるようになります。

この改正は、1. 方式緩和より遅れ、2020年7月12日までの政令で定める日（未定）より施行されます。

3. 改正の及ぼす影響

自筆証書遺言の方式緩和は、公正証書遺言のように、公証役場の費用も必要なくなることも手伝って、遺言を書きたいと思っている人の負担を軽減し、普及に役立つことでしょう。その結果、相続人が遺産の承継に費やす多大な労力を軽減することが期待できます。

私どもにとっても、遺言の相談に応じる選択肢が増えることになります。従来、公正証書遺言を作成していたケースでも、方式緩和の自筆証書遺言と保管制度を利用して十分に対応できるものもあるでしょうし、近々に書き換えが予想される場合には、方式緩和の自筆証書遺言で、事実上の撤回ができるよう、あえて保管制度を利用しないという提案もできるでしょう。

とはいえ、遺言は法律文書です。せっかくの遺言が法的不備で無効とならないための注意や、ご本人も気づいておられないリスク回避の助言は、今までと変わらず必要なことだと思っています。遺言を書こうと思った時には、目的、背景をお聞かせいただいて、内容を一緒に検討することは、改正によっても変わらず大切なことだと考えています。

(佐井恵子)

事務所スタッフ 他己紹介



佐井事務所のスタッフってどんな人？ 他のスタッフに語ってもらいました。

「10年ぶりにカムバックしたのが3年前。円満な人柄に包容力がプラスされ、自分で考えて仕事に取り組む後藤さんに助けられています。夏休み家族で富士登山の計画に、エッ〜(^_^;) それでも事務所の9階まで階段で上る訓練をしていながら、台風でキャンセルになって喜んだというエピソードも。家族が大好きな後藤さんです。」

(佐井恵子)

「居てくれるだけで事務所の雰囲気明るくなります。子育てと仕事を両立の上、勉強熱心で、自宅で法律の疑問なことを調べてきて、鋭い質問をしてくれるので、「あっ・・・即答できない」ということも

ありますが、こちらも勉強になり、いつも感謝しています。」

(山添健志)



「職場復帰されてから担当になった成年後見業務にも慣れ、常に

誠実、丁寧に仕事に取り組まれています。いつも笑顔の後藤さんは事務所内の雰囲気を明るくしてくれる素敵な存在です。またプライベートでは、昼休みや仕事帰りに事務所近くの美味しいお店を一緒に探索しています。同じペースでお酒を飲んでくれる貴重な飲み仲間でもあります(*^o^*)」

(中村佐和子)



「新しいことにとっても前向きで、後藤さんに質問されるたび、私にも発見があります。サッカー少年2人のエネルギーがママですが、本人は筋金入りの阪神ファンです。」

(佐井陽子)

民法（債権法）改正 第3回

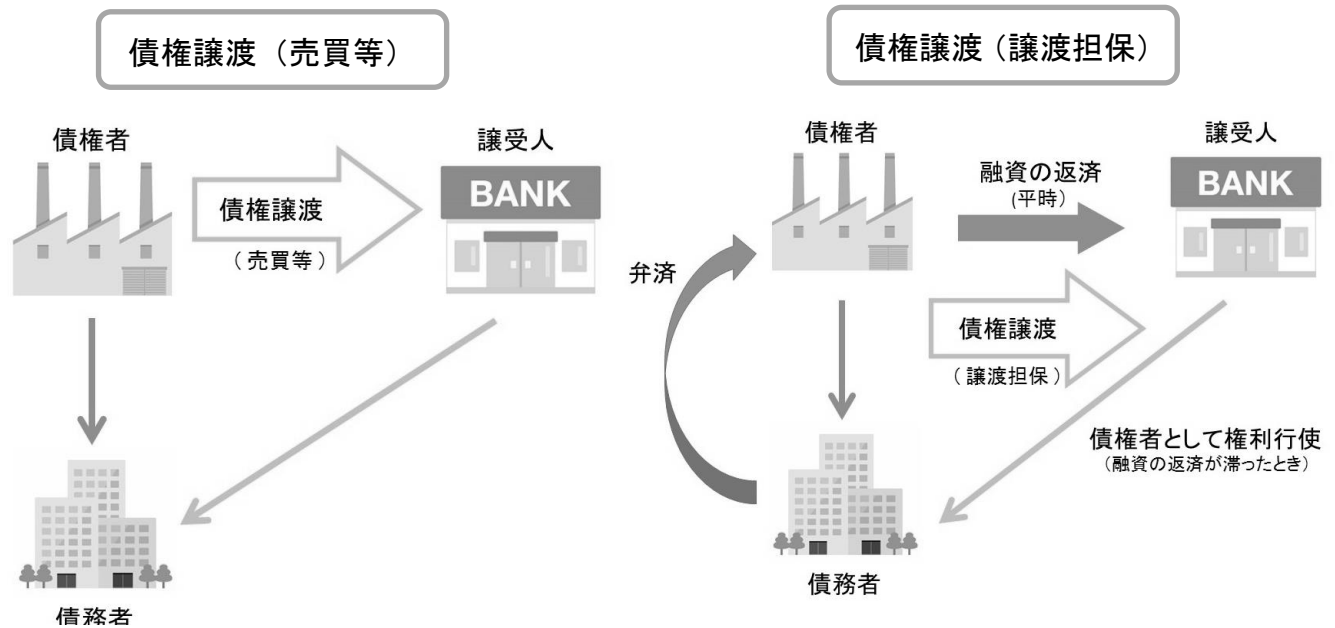
債権の売買って何??

『債権を売買する』といってもあまりピンとこないかもしれませんが、借金や売掛金債権（請求する権利）が他人に売却されることをイメージしてください。

返済する人にとっては、以降、返済先が変わってしまうことになります。

これを聞くと、返済している人にとっては、見ず知らずの人に借金等が売却されても困りますので、とんでもないことだということになります。

そこで、現行の民法においては、このような債務者を保護するために“債権を自由に売買することができない”とする『特約』をあらかじめ借金等の契約書で定めることができるとされています。この特約がある場合には、債権者（お金を貸している側）が債権の売買をしても、その売買は『無効』とされます。



もっと債権を柔軟に利用したい

上記のとおり、債務者の保護のためには重要な規定なのですが、債権者にとっては、使いづらいというのです。

債権者にとっては、債権をなんとか利用したいという次のような事情があります。

「資金繰りが厳しいので、弁済期より前に債権を現金化したい」

「優良な取引先への債権を担保に銀行からお金を借りたい」

とりわけ、中小企業の資金調達においては、債権を担保に銀行等から借り入れを行い、活用されることを、国は期待して法整備を進めています。

しかしながら、上記の『特約』があるかどうか確認できない場合、『無効』のリスクがあると判断され、銀行は債権を担保にお金を貸してくれないことが多く、資金調達の手法としてはあまり利用されていないという実情があります。

改正の具体的内容

そこで、仮に上記『特約』のある債権を売買したとしても、債権譲渡の効力は『有効』と改正されます。簡単に言うと、債権を譲渡して融資や取引にもっと利用して下さいという改正です。

でも、これでは返済している人が困るのではという疑問がありますが、債務者は相変わらず



元の債権者に対して弁済するという方法も可能とされ、保護が図られています。この場合、弁済を受けた元債権者は、譲渡した相手（銀行等）に弁済金を引き渡すことになります。

債権を担保に登記するという方法

現行の法律でも利用されている方法ですが、債権譲渡を『登記』することで、債権を担保に借入をするという手法があります。（ABLといいます。）

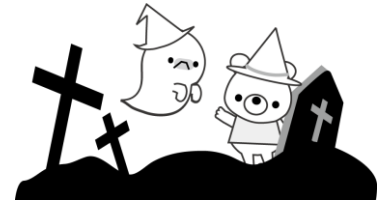
本改正が施行されれば、中小企業の資金調達としては、今後、債権を担保に借入れをするという行為が当たり前のよう利用される日が来るかも知れません。

債権譲渡を登記することは、第三者へ債権譲渡の効力を主張できる有用な手続きです。

当事務所では債権譲渡を利用した登記にも取り組んでおりますので、ご興味のある方は是非ご相談ください。登記手法や利用方法をお伝え致します。

（山添健志）

※改正民法は平成2020年4月1日から施行されます。



ご近所探訪 ～中崎町界隈編～

中崎町と言えば、古民家カフェやショップが立ち並びリノベーションエリアとして有名です。古民家というのは、では一体どれくらい古いのかと調べると、太平洋戦争、大阪大空襲の戦災を免れたエリアだった！ということで、私の予想を大きく超えてレトロだった中崎町をご紹介します。

今回は、梅田茶屋町ロフトの裏から、天五中崎通商店街の手前まで歩いてみました。数年前にも訪れたことはあるのですが、以前より人通りは増えて、外国人観光客の姿もあります。

JRの高架をくぐると、一見普通の住宅街ですが・・・なんとなく、電柱が低いね？と思っていたら、屋根瓦に黒ずんだ木造の、いかにも民家といった建物が並び街並みに、さっそくお店がありました。

面白いのは、古民家そのままの外観のお店があるかと思えば、前面に木板を張ってあたり石で埋め尽くしたりと個性的な外観のお店（見上げれば2階はまるきり住居のまま！）があったりと、多種多様な建物が、しかし突出するわけではなく、その合間を縫うように存在する普通の民家と共存しており、おしゃれスポットとして注目されても、ここは人の住んでいる町なんだなあ

と、一人深くうなずきました。張巡らされた細い、どの路地を覗いても、両サイド背の低い建物の向こうには高いビルが見えました。

当事務所の最寄り OsakaMetro 谷町線・南森町から2駅、中崎町駅の北側は、通りかかった凸版印刷の町工場から、ばったんばったんと音が聞こえる、レトロが生きている町でした。

（佐井陽子）



セミナーのご案内

11月に、『誰でもわかる！戸籍の見方・読み方講座』を開催します！

戸籍や相続の知識がない方でも「戸籍なんて簡単！」とっていただける内容となっております。

もしも、興味をお持ちいただけましたら、お気軽にご参加くださいませ。

ご連絡お待ちしております！^^

(山添健志)

開催日 11月13日(火) 18時30分～20時30分

資料代 1,000円(顧問先様 無料)

持ち物 筆記用具



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。
沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。

Beyond 社会保険労務士法人 香山晃子様、北谷昇子様、

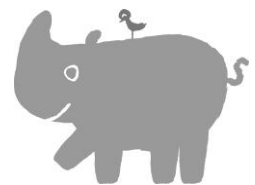
株式会社ディーアイエス 澤田隆之様、七転八起 岸本正明様、

事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。

ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・「全米オープンテニスで大坂なおみ選手が優勝」のニュースに驚きました。日本人初なんて言われていますが、ラリーができるだけでない、とんでもないビッグサーブを打てるところが「日本人らしくない！初」なんじゃないかな？なんて思っています。おめでとうございます！！
- ・死語になったかと思っていた「雨もり」という言葉。今回の台風で、この言葉をよく聞くようになりました。家が傷むので、なるべく早く屋根の修理をしたいが、混み合っているようで、仕方なく応急処置でブルーシートをかぶせた、というお話をききます。爽やかな風と青空が続いてほしいですね。
- ・新聞を二紙とっていますが、なかなか読み切れません。そこで、ざっと見て読みたいと思う頁を抜き取り、4分の1の大きさに折りたたんで持ち歩いています。アナログですが、電車の中で読むのに具合が良いですよ。新聞の電子版を試してみたいと思うのですが、実際どんなでしょうか？興味があります。
- ・8月3日に肩の整形外科手術を受けました。朝のラッシュを回避したり、雑踏を歩くのを極力避けたりしながら、順調に回復して大きな装具も外せています。年内にチェロを再開できることを目指してリハビリに励みます。ご心配いただき、ありがとうございました。



(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>